

資料 2

【総務省】

ネット上の違法・有害情報に対する総務省の取組

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政第二課

インターネット上に、違法・有害な情報が流通する場合には、削除等により、その流通を防止するのが基本的な対応。ただし、流通防止に当たっては、表現の自由の保障等との関係に配慮しつつ、民間事業者による自主的な削除を中心として対応しており、総務省は様々な環境整備を通じてこれを支援している。

○ 制度的な環境整備

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」、平成14年5月施行）

権利侵害情報が流通した場合に、インターネットプロバイダ（ISP）や掲示板管理者等がこれを削除又は削除しない場合に免責されるケースを明示することにより、削除されるべき情報の削除が適切に推進される（そうでないものは削除を要しない）等のための環境を整備。

○ 民間事業者による適切な対応の促進

具体的に削除すべき事例や参照すべき判例を示した事業者団体による各種ガイドラインや、事業者と利用者との間等で適用される契約約款のモデル条項の作成・見直しを支援

○ 利用者からの相談への対応

インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者、学校等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を設置・運営

プロバイダ責任制限法の適用対象となる情報類型

1 権利侵害情報

○特定の主体(個人又は法人)の権利を侵害する情報

- 例:個人のお宅の中を盗撮した画像(プライバシー侵害)
:根拠のない誹謗中傷(名誉毀損)
:映画や音楽の違法ダウンロード販売(著作権侵害)

<法制度上の対応>

プロバイダ責任制限法において、権利侵害情報が流通した場合に、プロバイダ等がこれを削除又は削除しない場合に免責されるための要件を明示。

<民間の自主的取組み>

○通信四団体等により構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が、以下のガイドラインを作成。

プロバイダ責任制限法の適用対象外の情報類型

2 権利侵害以外の違法情報

○法令により発信が禁じられている情報

- 例:児童ポルノ画像・映像(児童ポルノ法違反)
:売春目的の広告(売春防止法違反)
:覚醒剤の販売広告(覚醒剤取締法違反)

<民間の自主的取組み>

○プロバイダ等の業界団体によって組織された「違法情報等対応連絡会」が、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」を作成。

○同ガイドラインにおいて、児童ポルノ等の重大な違法性を有する情報について、違法性の判断をする際の基準や、削除要求を受けた場合のプロバイダの対応手続等を記載。

3 有害情報

○権利侵害情報、違法情報のいずれにもあたらぬが公序良俗に反する情報

- 例:自殺を誘引、勧誘するサイト

<民間の自主的取組み>

○違法情報等対応連絡会が、プロバイダ等向けに「違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項」を作成。

○同モデル条項では、権利侵害情報や違法情報に加え、有害情報についても、発信行為を禁止事項とし、違反した場合には、プロバイダが情報の削除、利用停止等を行うことができるとしている。

プロバイダ責任制限法

(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号))

背景

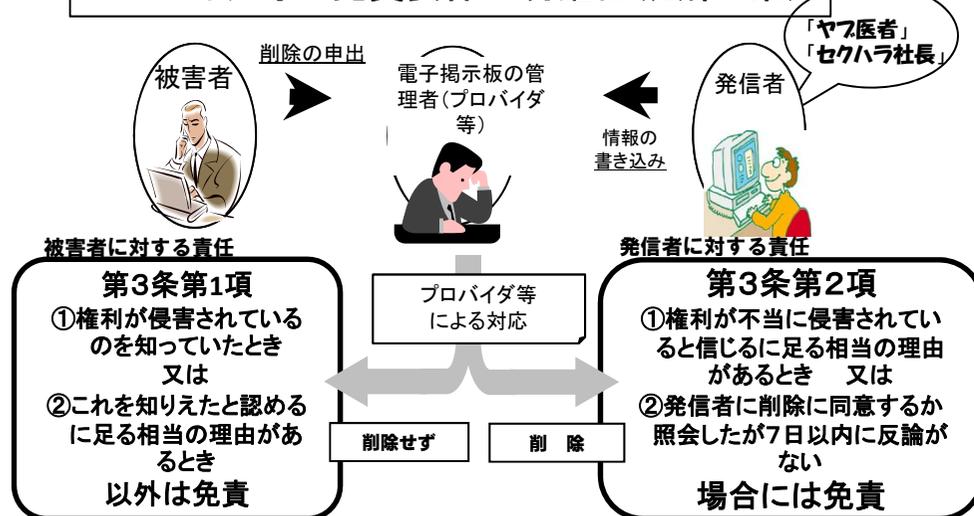
インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、以下のように**権利を侵害されたとする者**又は**発信者から法的責任を問われるおそれ**がある。

- ① 他人の権利を侵害する情報を放置 → 権利を侵害されたとする者から損害賠償請求を受ける可能性
- ② 実際は権利を侵害していない情報を削除 → 発信者から損害賠償請求を受ける可能性

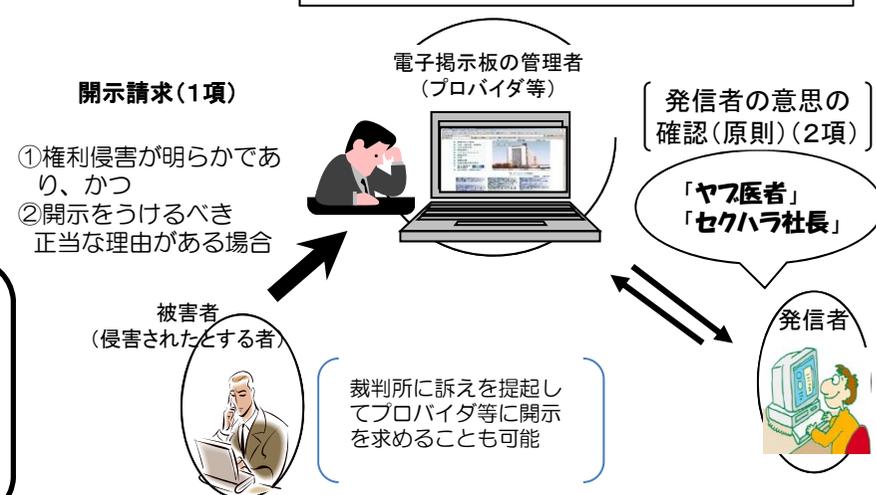
▶ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、削除等が行えるようにするための法制度を整備するもの。

プロバイダ責任制限法

プロバイダ等の免責要件の明確化(法第3条)



発信者情報開示請求(法第4条)



プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等から構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成（総務省はオブザーバー参加）。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月）

○インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月）

○インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月）

○インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月）

○インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

インターネット上における児童ポルノの公然陳列、違法な出会い系サイト、規制薬物の濫用を唆す情報等の法令に違反する情報の流通が社会問題となっている状況を踏まえ、事業者団体によって構成される違法情報等対応連絡会において平成18年11月に策定。

(1) 違法な情報の例示及び判断基準

- 1 わいせつ関連法規（わいせつ物公然陳列、児童ポルノ禁止法違反等）
- 2 薬物関連法規（覚せい剤取締法違反等）
- 3 振り込め詐欺関連法規（携帯電話不正利用防止法違反等）
- 4 貸金業法関連法規（貸金業法）
- 5 その他の法規（不正アクセス禁止法違反等）

(2) 法令の解釈及び具体的事案における適用に関して専門的知見を有する機関（警察、ホットラインセンター）からの送信防止措置依頼に対する対応手順



「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」とともに、違法情報等対応連絡会において、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダー等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用してもらうことを目的として平成18年11月に策定。

(1) 電子掲示板等のサービス内における禁止事項を列挙

- 他者のプライバシー、肖像権を侵害する行為等
- 他者を誹謗中傷・侮辱し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為等
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの販売に関する行為等
- その行為が上記のいずれかに該当することを知りつつ、それを助長する態様等でリンクをはる行為
- 犯罪や違法行為に結びつく情報や誹謗中傷、プライバシー侵害の掲載を助長する行為 等

(2) 情報の削除等の対応（警告、削除要請、削除等）

契約者によるサービスの利用が(1)の禁止事項に該当する場合などには、当該情報の削除等の対応を行う

(3) 利用の停止

(4) 解約



モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促し、電子掲示板の管理者等によるこれらの情報に対する契約等に基づく対応を効果的に支援

違法・有害情報相談センター

関係法令
・プロバイダ責任制限法等

違法・有害情報相談センター

<http://www.ihaho.jp/>

法務アドバイザ

問い合わせへの
対応、助言

相談・問
合わせ

具体的対応方法
のアドバイス

啓発・研修（セミ
ナーの開催等）

削除して
よいの
か？

訴訟を起
こされた
らどうし
よう



電気通信事業者



掲示板の管理者



学校等関係者



消費者相談セン
ターの相談員等



ウェブサイト
監視事業者



インターネット
利用者

インターネット上の違法・有害情報の氾濫